

大学共同利用機関法人自然科学研究機構安全衛生連絡会議規則

平成16年4月1日

自機規則第 1 号

最終改正 令和4年9月15日

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構安全衛生管理規程（平成16年規程第22号。以下「安全衛生管理規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、安全衛生連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全又は衛生に係るものに関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、職員の危険、健康障害に関する事項

(組織)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 安全管理担当理事
- 二 総括安全衛生管理者（国立天文台にあっては、三鷹地区の総括安全衛生管理者）
- 三 安全衛生統括代表者
- 四 衛生責任者
- 五 その他機構長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 連絡会議に委員長を置き、安全管理担当理事をもって充てる。

- 2 委員長は、連絡会議を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理するものとする。

(議事等)

第5条 連絡会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 連絡会議会の庶務は、事務局人事労務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月15日改正)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。